受付	個　人　質　問　　第　　号 令和　年　月　日　　時　　分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和７年５月２６日

長久手市議会議長　殿

長久手市議会議員　田崎あきひさ

会議規則第５９条第２項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	**小中学校教育環境と児童生徒支援について** 本市の小中学校教育環境と児童生徒支援について教育長の考えを問う。 ⑴　令和６年第４回定例会一般質問において、同年１０月末時点の長期欠席率約3％、不登校率約2.3％（小201名・中１５４名）との答弁があった。教育長はこれをどのように受け止め、今後どの方向を目指すのか。 ⑵　ながくてクラブにおいてテスト期間のずれにより他校を利用する部活動に生じている機会格差について、影響を受けている対象部活動数、生徒数の詳細な実態を示すとともに、その対策の考えについて問う。 ⑶　令和７年度の給食費の改定（値上げ）は令和６年１１月に保護者の実質負担額を小学校が２２０円から２９０円、中学校で２６０円から３３０円に増額されることが周知されていたが、令和７年度の１年間は、市の公費負担２０円と国の臨時交付金活用により、保護者負担額は小学校が２５０円、中学校が２９０円となり、１食あたり値上げ幅は３０円に抑制された。令和８年度以降の保護者負担をどのように見通すのか。国の臨時交付金終了後の対応方針も併せて問う。 ⑷　「緊急性がある」とした小中学校体育館等への空調設	

	置の目途について、「中学校から先に設置する方針」とし、令和７年度当初から調査設計業務に取りかかり、令和８年度の夏に運用が開始できるようにしたいとしているが、「小学校は未定」と答弁していた。保護者から懸念の声が寄せられているが、小学校への設置時期は決定できたか。 ⑸　政府は令和７年度中に、すべての学校でファクスでのやりとりや、押印の原則廃止を目指しているという。文部科学省の調査によると公立小中学校の７７％で日常業務にファクスを使用しているというが、本市の現状と今後の対応方針を問う。	
2	**佐藤市長の考える施政全般に対する方針について** 「見える」「届く」「変わる」を掲げて当選した市長にまちづくりビジョンの基本的な考えを問う。 ⑴　事業総点検の中で今後市民にも影響が出る事業について「令和７年の５月、６月ぐらいに１度、事業の中間報告という形で、どのような事業が検討に入っているかを示していきたい」「担当課等を通じて市民にしっかり説明をし、見直しの説明をしていきたい」、と令和７年第１回定例会で答弁している。市民に影響がある事業の件数、予算規模、影響額等の詳細はどのようか。 ⑵　「事業総点検により既存事業の実施目的や成果を改めて検証し、事業の改善を進めた上で、経常収支比率や財政調整基金残高に基準や目標値を設定するなどし、弾力的で規律ある財政運営を進めていきたい」としたが、令和８年度に経常収支比率や財政調整基金残高に基準や目標値を設定するのか。具体な目標数値も併せて問う。 ⑶　N−バス７５歳以上の運賃無償化公約はいつ実施できるのか。事業総点検の中で、高齢者の移動確保とデマンド交通とN−バスの棲み分けについて、市としての長期的ビジョンはどのようか。 ⑷　「市のコミュニティバスN−バスは(中略)東部地域では、現在の利用状況では今後、求められる運行ルートや便数を確保することが困難となります。そこで、東部・三ヶ峯エリア（N−バス東部線・三ケ峯線沿線）にてN−バスに代わる新たな移動手段として、デマンド型交通の実証実験を行った」（市ホームページ）とあるが、市長の構想の中では、N−バスの７５歳以上無償化公約と整	

	合性を取るため、デマンド型交通においても同様に７５歳以上無償化を実施する計画か否か問う。 ⑸　日本各地で道路陥没の事例やインフラ老朽化による事故が報告されており、安全対策の強化が求められているが、本市のインフラ老朽化の現状と、事後対応型の補修ではなく予防保全型の管理体制づくりについて考えを問う。 ⑹　自治組織（自治会等）の会計処理の透明性向上や金銭トラブルなど、地域で対応できない際の市の相談体制及び、対応フローをどう整備するかについて問う。 ⑺　公用車のカーナビなどでＮＨＫ受信契約の未契約が相次いで発覚している問題があるが、本市の状況はどうか。また、今後の対応方針を問う。	
3	**高層マンション建設等をめぐり市長はどのように市民に寄り添うのか** 高層マンション建設計画をめぐる周辺住民からの懸念の声が散見される。市長はどのように市民の声に寄り添うのか、考えを問う。 ⑴　市長は、今後、高層マンション建設による日照阻害、風害、景観破壊、交通渋滞、通学路の安全低下、保育・教育施設の不足等、様々な住環境上の懸念について、市のまちづくり理念と行政運営の観点からどのように考えるか。 ⑵　市長は就任以来、景観計画をどう評価しており、どのような方針で運用してきたか。近隣住民等から声のあがる高層建築事例は、その方針に合致していると考えるか。 ⑶　市民から景観審議会への諮問要請があった際の判断基準は何か。市民協働のまちづくりを掲げる長久手市において、市長は住環境に影響を与える高層マンション計画は、景観審議会の対象とするか。 ⑷　令和７年第１回定例会での陳情内容への具体な対応について問う。 ⑸　将来の高層マンション建設計画に対して、市長は何らかの規制強化や条例改正を検討する考えがあるか。 ⑹　長久手市景観条例施行規則第６条に記載している「景観まちづくりサポーター」の登録申請状況はどのようか。	